

小型船舶の船長さん

ライフジャケット着用は船長の義務です！

令和4年2月1日から違反した船長に違反点数(2点)が課せられます。

◎小型船舶のライフジャケット着用ルール

【着用義務対象】



満12歳未満の子供



水上オートバイ乗船者



一人乗り漁船で漁ろうに従事する者



暴露甲板に乗船している者

【着用除外の例】

※例示以外にも着用除外等の対象になる要件があります。詳しくは国土交通省のホームページを確認ください。



船室内にいる者



命綱を装着している者



船外で泳ごうとする直前の者

- ❑ 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」により、**小型船舶の船長が守らなければならない遵守事項**が定められています。
- ❑ 小型漁船を含む小型船舶操縦免許証が必要な**全ての小型船舶の乗船者**は、原則、**ライフジャケットの着用義務**があります。
- ❑ 船長は**違反点数2点(他人を死傷させた場合は5点)**が課せられます。
- ❑ 累積点数に応じて**最大6ヶ月の業務停止処分**を受けます。

■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
ライフジャケット着用義務違反、発航前の検査義務違反	2点	5点

■ 行政処分基準

違反の内容	過去1年以内の違反累積点数				
	3点	4点	5点	6点	
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは遵守事項違反に係る処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。
 ※業務停止期間は船長として小型船舶の操縦はできません。
 ※有料の再講習を受講すれば免許停止期間を短縮することも可能です。



海上保安庁

宮崎海上保安部 (交通課)

〒887-0001 宮崎県日南市油津4丁目12-1 電話0987-22-3264

海の「事件・事故」は海上保安庁につながる

118番

小型船舶操縦者の遵守事項

ライフジャケット着用義務のほかにも、次のような遵守事項があります。

酒酔い等操縦の禁止



免許者の自己操縦



危険操縦の禁止



見張りの実施



発航前の検査



事故時の人命救助

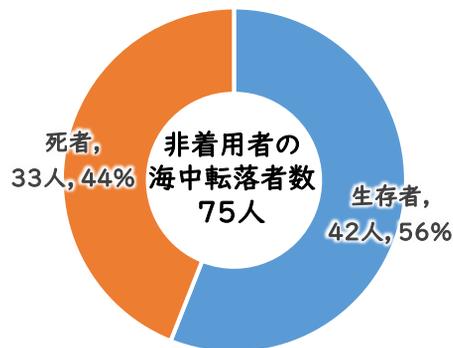
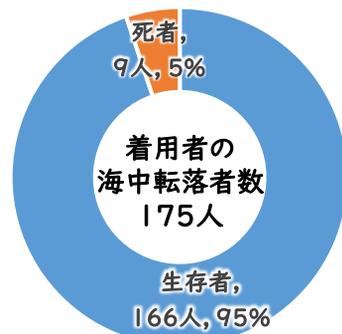
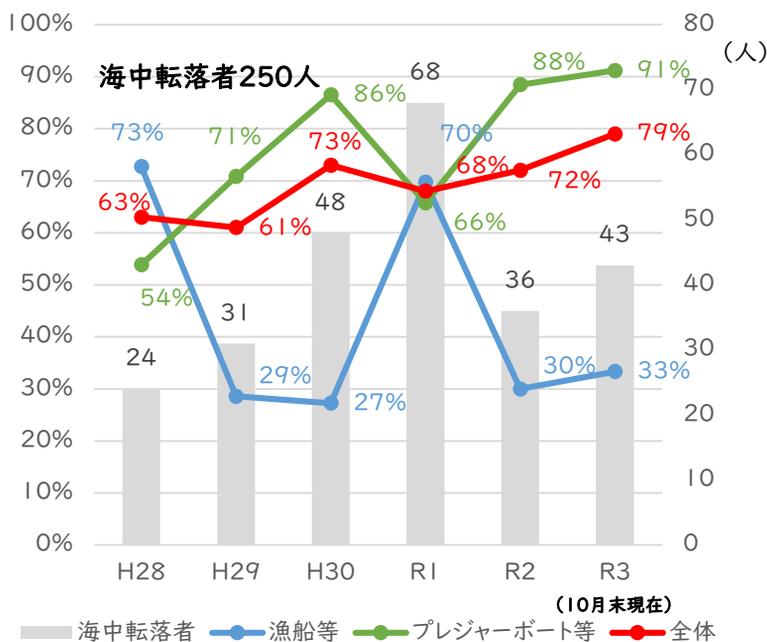


～ ライフジャケットが命を守る ～

○管内における小型船舶からの海中転落事故の発生状況(過去5年、令和3年10月末)

- ◆ 毎年、小型船舶からの海中転落による事故が多く発生しています。
- ◆ ライフジャケット非着用者は、着用者に比べ死亡率は**8倍以上**です。
- ◆ 家族や友人等を悲しませないためにも**ライフジャケットは必ず着用**しましょう。

<小型船舶種類別ライフジャケット着用率、海中転落者数の推移>



※棒グラフは、小型船舶からの海中転落者数を示す。

※折れ線グラフは、船舶種類別の海中転落者のライフジャケット着用率を示す。

